

報 道 資 料

令和3年8月13日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第256号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第210号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年8月12日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 対象行政文書：〇〇警察署では、オムツを交換する行為など保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話に関して交通違反告知を行っている。道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号のチャイルドシート着用義務の免除規定に照らして違反告知を行う必要性・合理性について公安委員の考え方が述べられているもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

行政文書の不存在について

審査請求人は、「〇〇警察署では、オムツを交換する行為など保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話に関して交通違反告知を行っている。道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号のチャイルドシート着用義務の免除規定に照らして違反告知を行う必要性・合理性について公安委員の考え方が述べられているもの。」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。

実施機関は、実施機関が保有する行政文書について、奈良県公安委員会行政文書管理規程（平成14年3月28日奈良県公安委員会規程第3号。以下、単に「文書管理規程」という。）第6条において、（1）公安委員会会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）、（2）警察法第43条の2に規定する事務に関する行政文書、（3）警察法第79条に規定する事務に関する行政文書、（4）その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書と規定されており、実施機関において、審査請求人が求める文書を探索したが存在しなかった旨主張している。

これに対し、審査請求人は、警察官が行った違反告知が法令に反する疑いがある場合は、公安委員会において、当該違反告知について公安委員が言及し、当該違反告知についての発言が記録された会議録（以下「本件対象文書」という。）が存在するはずである旨主張している。

実施機関の会議録については、文書管理規程により実施機関が保有する文書として規定されていることから、仮に、本件対象文書が存在するのであれば、実施機関が保有する行政文書に該当することとなる。

この点について、事務局を通じ、実施機関に確認したところ、公安委員会制度は県民の良識を代表する者が、警察を管理することにより、警察行政の民主的管理と政治的中立性の確保を図ろうとするものであり、都道府県公安委員会は、個々の具体的な警察活動について直接の指揮監督を行うものでないことから、チャイルドシート着用義務の免除規定に照らして違反告知を行うことの必要性や合理性などの個別具体的な警察活動について判断するものではなく、個々の違反告知について公安委員が言及することは通常想定されないとのことであった。

ところで、警察法（昭和29年法律第162号。以下「警察法」という。）第38条第3項においては、都道府県公安委員会は都道府県警察を管理する旨規定されている。そして、同法第43条の2において、都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違行為に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第38条第3項の規定に基づく指示（以下「警察法に基づく指示」という。）を行うことができる旨規定されている。

この点について、事務局を通じ、実施機関に対し違反告知について警察法に基づく指示が行われたかについて確認したところ、警察法に基づく指示は行われていないとのことであった。

違反告知は、個別具体的な状況判断に基づき行われる警察活動であると考えられるところ、公安委員会制度に基づき公安委員会が警察活動に対し担う役割を鑑みれば、個々の違反告知が公安委員会による監督の対

象とならないと考えられることから、チャイルドシート着用義務の免除規定に照らした個々の違反告知についての必要性や合理性について、公安委員が言及せず、また、警察法に基づく指示が行われなかったとしても不自然とは言えない。

また、実施機関は、本件対象文書に該当する行政文書を探索したが存在しなかったとのことである。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成25年10月27日		
② 決定	平成25年10月31日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成25年12月3日		
④ 諮問	平成25年12月19日		
⑤ 経過	令和3年3月24日	第251回審査会	審議
	令和3年4月23日	第252回審査会	審議
	令和3年7月2日	第253回審査会	審議